OCX Mobile Access Virtual Mobile Gateway 個別規定

*BBIX*株式会社

第1章 総則

第1条（適用範囲）

1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このOCX Mobile Access Virtual Mobile Gateway個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及びOpen Connectivity eXchange利用規約に基づき、「OCX Mobile Access SIM個別規定」に基づき提供するSIMを用いて、インターネットやクラウドサービスなどの外部ネットワークへの接続、デバイス間の通信、及びデバイス配下のネットワークとの通信等を実現するための「Virtual Mobile Gateway」を提供します。Virtual Mobile Gatewayのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト (https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定としてVirtual Mobile Gatewayの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第2条（定義）

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「Virtual Mobile Gateway利用者」とは、Virtual Mobile Gateway利用契約を締結した者をいいます。
2. 「更新」とは、利用しているVirtual Mobile GatewayのAddress Poolに登録するSIMの上限枚数の変更をいいます。
3. 「Virtual Mobile Gateway利用契約」とは、本個別規定に基づきVirtual Mobile Gateway利用者と当社の間で成立するVirtual Mobile Gatewayサービスの利用に関する契約をいいます。
4. 「インスタンス」とは、専用コントロールパネル上で利用契約にかかる申込ができる、Virtual Mobile Gatewayの1単位をいいます。

第2章 利用契約

第3条（利用契約の条件）

Virtual Mobile Gateway利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第4条（利用契約の単位）

1. Virtual Mobile Gateway利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法より、当社に対して行うものとします。
2. 当社は、1つのリソースごとに1つの利用契約を締結します。なお、1つのリソースにつき2つのインスタンスを提供します。
3. Virtual Mobile Gateway利用契約においては、利用するVirtual Mobile GatewayのAddress Poolに登録するSIMの上限枚数を定めます。

第5条（利用契約の成立）

1. Virtual Mobile Gateway利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法より、当社に対して行うものとします。
2. Virtual Mobile Gateway利用契約は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をVirtual Mobile Gateway利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
3. Virtual Mobile Gateway利用契約の成立以降、当該Virtual Mobile Gatewayを利用できるものとします。

第6条（更新）

1. 更新の申込は、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Virtual Mobile Gateway利用者は更新の申込に際して、予め希望する、Address Poolに登録するSIMの上限枚数を当社に対して申告するものとします。更新は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をVirtual Mobile Gateway利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。

第3章 VMGの提供

第7条（VMGの提供範囲）

当社は、Virtual Mobile Gateway利用者に対し、本個別規定の内容に従い、Virtual Mobile Gatewayを提供するものとします。

第8条（利用帯域の制限）

当社は、Virtual Mobile Gatewayサービスの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちにVirtual Mobile Gateway利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

第9条（利用の終了）

当社は、Virtual Mobile Gatewayの提供が困難であると判断した際には、Virtual Mobile Gateway利用者に対して事前に書面等により通知し、Virtual Mobile Gatewayサービスの提供を終了することができるものとします。

第10条（SLAの非設定）

Virtual Mobile Gatewayについては、当社はService Level Agreement (SLA) を設定しません。

第4章 利用料金

第11条（利用料金及び利用料金の計算方法）

1. Virtual Mobile Gatewayサービスの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、Virtual Mobile Gateway利用契約の申込を当社が承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
4. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
5. 更新によりVirtual Mobile Gatewayの利用料金に変更が生じる場合は、当社が更新の申込を承諾した日より変更後の利用料金が適用されるものとします。なお、利用料金の変更日が属する月の月額料金は、日本標準時(JST)に基づき、暦日数を用いて日割計算するものとします。
6. Virtual Mobile Gatewayの利用料金の課金終了日は、Virtual Mobile Gateway利用者から解約の申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
7. Virtual Mobile Gateway利用契約がVirtual Mobile Gateway利用者による解約以外の方法で終了した場合、Virtual Mobile Gatewayの利用料金の課金終了日はVirtual Mobile Gateway利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。

第5章 Virtual Mobile Gateway利用契約の終了

第12条（Virtual Mobile Gateway利用者による解約）

1. Virtual Mobile Gateway利用者がVirtual Mobile Gateway利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込を行うものとします。
2. 前項に従って行われたVirtual Mobile Gateway利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、Virtual Mobile Gateway利用契約最終日をVirtual Mobile Gateway利用者へ当社指定の方法により通知するものとします。

第13条（専用コントロールパネルの利用契約終了による終了）

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、Virtual Mobile Gateway利用契約は自動的に終了します。

第14条（利用契約終了後の取扱い）

Virtual Mobile Gateway利用契約の終了時点で存在するVirtual Mobile Gateway利用者の一切の債務については、Virtual Mobile Gateway利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

(2025年3月31日 制定実施)